

# 中央区公共工事の前払金取扱要綱

平成8年3月25日

7中総経第343号

(通則)

第1条 中央区契約事務規則(昭和39年3月中央区規則第10号。以下「規則」という。)による公共工事の前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(前払金の対象)

第2条 規則第50条第1項に規定する前払金の対象は、土木工事、建築工事及び設備工事(以下「土木工事等」という。)並びに土木工事等に係る設計、調査、測量及び工事監理(以下「設計等」という。)とする。

(前払金の割合)

第3条 規則第50条第1項に規定する契約金額に対する前払金の割合は、土木工事等にあつては4割、設計等にあつては3割とする。

(前払金の限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、前払金の限度額は、土木工事等にあつては1件の契約につき3億円、設計等にあつては1件の契約につき5,000万円とする。

(前払金の適用除外)

第5条 第2条の規定により前払金の対象とされる土木工事等及び設計等であっても、次に掲げるものについては、前払金を支払わない。ただし、区長が特に必要と認める場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。

- 一 工期又は委託期間が30日未満の土木工事等及び設計等
- 二 契約金額が100万円未満の土木工事等及び設計等
- 三 支給材料を支給する土木工事等で、契約金額に支給材料の額を加えた額の4割以上の材料を支給するもの

2 前項各号に掲げるもののほか、区長が、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は前払金の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金の端数整理)

第6条 前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前払金の対象、割合等の明示)

第7条 前払金の対象とされる土木工事等及び設計等並びに前払金の割合等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前払金に関する特約事項)

第8条 前払金を支払う土木工事等の請負契約及び設計等の委託契約には、次に掲げる事項を前払金に関する特約として付するものとする。

- 一 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。
- 二 前払金の請求手続に関すること。
- 三 契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還に関すること。
- 四 保証契約の変更にに関すること。
- 五 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること。
- 六 前払金の用途制限に関すること。

七 保証契約が解約された場合等における前払金の返還に関すること。

(前払金の請求手続)

第9条 前払金の請求は、契約締結後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を中央区(以下「区」という。)に提出させた上で行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、土木工事等又は設計等の着手時期を別に指定する場合その他区長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

3 区長は、前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)

第10条 規則第50条第2項の規定により前払金を追加払し、又は返還させる場合における前払金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

ただし、前払金を追加払する場合においても、前払金の合計額は、土木工事等にあつては3億円、設計等にあつては5,000万円を超えることができないものとする。

一 契約金額を増額した場合 増額後の契約金額に第3条に規定する前払金の割合(当初の前払金の支給率が当該支給率を下回るときは、その割合とする。以下第2号において同じ。)を乗じて得た額(10万円未満の端数は切り捨てる。以下第2号において同じ。)から支払済みの前払金の額を差し引いた額

二 契約金額を減額した場合 支払済みの前払金の額から、減額後の契約金額に第3条に規定する前払金の割合を乗じて得た額を差し引いた額

2 規則第50条第2項の規定により前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、第11条の規定により保証契約変更後の保証証書を区に提出させた上で、契約の相手方の請求により行うものである。

3 規則第50条第2項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から区長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(以下「法定遅延利息」という。)と同率を乗じて得た額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として徴収するものとする。

4 規則第50条第2項の規定において、土木工事等及び設計等における残りの工期及び委託期間が30日未満のときその他区長が必要がないと認めるときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第11条 規則第50条第2項の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

2 既定の工期又は委託期間が延長された場合には、区長が保証契約を変更させる必要がないと認める場合を除き、前項と同様とする。

3 規則第50条第2項の規定により前払金を返還させる場合及び既定の工期又は委託期間が短縮された場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

(前払金を支払った場合の部分払の限度額)

第12条 前払金を支払った土木工事等について部分払をするときは、規則第51条第3項の規定に基づき、次により計算して得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払金額} = \text{既済部分の代金} \times \frac{9}{10} - \text{前払金額} \times \frac{\text{既済部分の代価}}{\text{契約代金}}$$

(前払金の使途制限)

第13条 前払金は、当該前払金に係る土木工事等又は設計等に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における前払金の返還)

第14条 規則第50条第3項の規定により前払金を返還させる場合において、当該土木工事等又は設計等の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第50条第3項の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に法定遅延利息と同率を乗じて得た額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を利息として徴収するものとする。

(2年度以上にわたる工事の前払金)

第15条 2年度以上にわたる土木工事等にあつては、前払金は契約金額の4割に相当する額(当該金額が3億円を超える場合にあつては、3億円)を、設計等にあつては、前払金は契約金額の3割に相当する額(当該金額が5,000万円を超える場合にあつては、5,000万円)を支払うものとする。この場合において、既に支払った前払金の額が年度末における当該土木工事等又は設計等の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の規定は、事故繰越その他により次年度に繰り越される土木工事等又は設計等に係る前払金についても適用する。

(債務負担行為に基づく工事の特例)

第16条 債務負担行為に基づく土木工事等又は設計等であるため第5条第2項の規定により前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、区長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、同日以後の入札に係る土木工事等の請負契約又は設計等の委託契約(入札によらない土木工事等の請負契約又は設計等の委託契約にあつては、同日以後の締結に係るものとする。)について適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、土木工事、建設工事及び設備工事(以下「土木工事等」という。)の請負契約及び土木工事等に係る設計、調査、測量及び工事管理(以下「設計等」という。)の委託契約(以下「請負契約等」という。)のうち、一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)によるものにあつては同日以後に公告される入札に係る請負契約等に、入札によらないものにあつては同日以後に締結する請負契約等について適用する。